

紀南環境広域施設組合規則第1号

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月12日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第15条中「条例第25条第2項」を「条例第23条第2項」に、「100分の90」を「100分の95」に改める。

別表第8備考中「別表第1行政職給料表における6級以上の職務の級に格付けされる者」を「紀南環境広域施設組合職員管理職手当支給規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第17号）第1条に規定する管理職手当を支給する職員」に改める。

第2条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第15条中「100分の95」を「100分の92.5」に改める。

附 則

- 1 この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成31年紀南環境広域施設組合条例第1号）の施行の日（平成31年3月12日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例施行規則第15条の規定は、平成30年4月1日から適用する。